

財務省告示第二十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年一月三十日

財務大臣 中川 昭一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・五三トン
四	二一、二六トン
五	八五九トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二五五トン	五九トン	一一、 八八六トン	一一一、 六九七トン	一、 四五トン	二六七トン	三三一、 三三三トン	九三七、 一二トン	四、 三七四、 一五トン	五九、 四三四トン	一七、 六五九トン	三、 一六トン	三、 七九三トン	一、 九トン	一、 一八トン	五トン

二九	七二二トン
二八	四トン
二七	九、一二五トン
二六	五、一六三トン
二五	トン
二四	三四トン
二三	四、八七四トン
二二	二六七トン
二一	二二、五五五トン